

○ 松本市自殺予防対策推進協議会設置要綱

平成 21 年 11 月 4 日

告示第 591 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自殺予防対策事業の推進を図るため、松本市自殺予防対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺予防対策推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関する調査及び分析に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 5 3 号)

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 4 日告示第 1 0 1 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。